

**大阪府財務規則第61条の4第2号の規定による、令和7年度における役務の提供を受ける業務内容
及び契約の相手方の決定の方法及び基準**

大阪府財務規則第61条の4第2号の規定による、令和7年度における役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

No.	契約名	履行場所	業務の内容	契約期間	契約の相手方の決定方法及び基準
1	泉大津市内港湾施設清掃業務	泉大津市臨海町地内 外	泉大津市内の港湾施設の清掃業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
2	忠岡町内臨港道路清掃業務	泉北郡忠岡町新浜地内	泉北郡忠岡町新浜地内の臨港道路の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
3	岸和田市内臨港道路等清掃業務	岸和田市木材町地内 外	岸和田市木材町地内 外の臨港道路、緑地等の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
4	貝塚市内臨港道路等清掃業務	貝塚市港地内 外	貝塚市港地内 外の海岸、臨港道路等の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
5	泉佐野市内臨港道路等清掃業務	泉佐野市りんくう往来北地内外	泉佐野市りんくう往来北地内外の海岸、臨港道路等の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
6	田尻町内りんくうマーブルビーチ北・中地区清掃業務	泉南郡田尻町りんくうポート北地先 外	泉南郡田尻町りんくうポート北地先 外の海岸の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
7	泉南市内りんくうマーブルビーチ中・南地区清掃業務	泉南市りんくう南浜地先 外	泉南市りんくう南浜地先 外の海岸の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
8	箱作海岸清掃業務	阪南市箱作地先	阪南市箱作地先の海岸の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人
9	淡輪海岸清掃業務	泉南郡岬町淡輪地先	泉南郡岬町淡輪地先の海岸の清掃、除草業務	令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月31日	①高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の中止再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する法人

発注事務所	対象のNo.	事務所名等	
		1 大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 施設管理運営課（泉北管理担当） 〒590-0981 堺市堺区塩浜町1番地 電話 072-238-5241 FAX 072-229-3824	
		2~9 大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 施設管理運営課（泉南管理担当） 〒596-0014 岸和田市港緑町4番10号 電話 072-439-5261 FAX 072-439-5263	